ハ　当該法人が施行令第三十九条の十二第八項第一号に掲げる方法を選定した場合における同号に規定する当該法人及び当該法人に係る国外関連者に帰属するものとして計算した金額を算出するための書類

ニ　当該法人が複数の国外関連取引を一の取引として独立企業間価格の算定を行つた場合のその理由及び各取引の内容を記載した書類

ホ　比較対象取引等について差異調整（法第六十六条の四第二項第一号イに規定する調整、施行令第三十九条の十二第六項に規定する必要な調整、同条第七項に規定する必要な調整、同条第八項第二号に規定する必要な調整及び同項第三号に規定する必要な調整をいう。以下この号において同じ。）（法第六十六条の四第二項第一号ニに掲げる準ずる方法に係る差異調整に相当する調整、施行令第三十九条の十二第八項第四号に掲げる準ずる方法に係る差異調整に相当する調整及び法第六十六条の四第二項第二号に掲げる同等の方法に係る差異調整に相当する調整を含む。以下この号において「差異調整等」という。）を行つた場合のその理由及び当該差異調整等の方法を記載した書類

第二十二条の十の二第二号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「同条第十九項」を「同条第十八項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第二十二条の十一の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第二項中「第六十六条の六第五項に規定する財務省令」を「第六十六条の六第六項に規定する財務省令」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び当該特定外国子会社等が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない適用対象金額（同項に規定する適用対象金額をいう。第四項において同じ。）を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第六項」に改め、同項第五号中「次号」の下に「及び第四項第三号」を加え、「株式又は出資」を「株式等（株式又は出資をいう。第四項において同じ。）」に改め、同項第六号中「第六十六条の六第五項」を「第六十六条の六第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　施行令第三十九条の十七の二第十項の規定により読み替えられた同条第九項に規定する財務省令で定める事項は、法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等（施行令第三十九条の十七第三項に規定する統括会社に該当することにより、その適用対象金額につき法第六十六条の六第三項の規定の適用を受けるものに限る。）についての次に掲げる事項とする。

一　施行令第三十九条の十七第四項に規定する統括業務の内容

二　各事業年度終了の日における次に掲げる法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びにその発行済株式又は出資（その有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額

イ　施行令第三十九条の十七第一項に規定する被統括会社

ロ　施行令第三十九条の十七第一項第一号に規定する判定株主等（法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人を除く。）

ハ　イに掲げる法人と施行令第三十九条の十七第一項第一号に規定する判定株主等との間に介在する同号に規定する子会社

ニ　イに掲げる法人と施行令第三十九条の十七第一項第一号に規定する判定株主等及びハに掲げる法人との間に介在する同項第二号に規定する孫会社

三　各事業年度終了の日における前号イからニまでに掲げる法人の株主等の氏名及び住所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びにその有するこれらの法人に係る株式等の数又は金額

四　株式等の所有を通じた第二号イに掲げる法人、施行令第三十九条の十七第一項第一号に規定する判定株主等並びに第二号ハ及びニに掲げる法人の間の関係

五　その他参考となるべき事項

第二十二条の十一の二の見出し中「課税対象金額」を「課税対象金額等」に改め、同条第一項中「第六十六条の九の二第五項」を「第六十六条の九の二第六項」に、「次の各号に掲げるもの」を「次に掲げる書類及び特定外国法人（同条第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）が各事業年度において同条第三項の規定により同条第一項の規定を適用しない同項に規定する適用対象金額を有する場合における当該各事業年度に係る同条第四項に規定する特定所得の金額の計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した書類」に、「当該各号に掲げるもの」を「これらの書類」に改め、同項第一号中「（法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人をいう。以下この項において同じ。）の同条第五項」を「の法第六十六条の九の二第六項」に改める。

第二十二条の十二第二十一項中「（社員の数が百人以上である法人にあつては、第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項）」を削り、同項第六号から第八号までを削り、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号を同項第七号とし、同条第二十二項中「、同項第六号の役員と特殊の関係のある者、同項第七号の社員と特殊の関係のある者及び同項第八号の役員又は使用人である者と特殊の関係のある者」を削り、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十九条の二十三第八項」を「第三十九条の二十三第十二項」に、「含む各事業年度」とあるのは「含む各事業年度」とあるのは」を「含む各事業年度」とあるのは、」に改め、「「当該各事業年度」とあるのは「当該各期間」と」を削り、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項中「第三十九項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項第一号中「並びに第六号」を「、第六号並びに第七号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「同条第一項第七号」を「同条第一項第九号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十三項中「第三十九条の二十三第六項」を「第三十九条の二十三第九項」に改め、同項第一号中「並びに第六号」を「、第六号並びに第七号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「第三十九条の二十三第六項」を「第三十九条の二十三第九項」に、「第六号」を「第七号」に改め、「及びニ」の下に「並びに第六号」を加え「当該」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第三十項中「同条第八項」を「同条第十二項」に、「第二十五項各号」を「第二十六項各号」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十六項」に、「第三十三項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第三十九条の二十三第十三項」を「第三十九条の二十三第十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十七項中「第三十九条の二十三第十項」を「第三十九条の二十三第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十六項」に改め、同項第三号中「第三十三項」を「第三十四項」に、「登記事項証明書の写し」を「登記事項証明書」に改め、同項第四号中「の写し」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第三十九条の二十三第九項」を「第三十九条の二十三第十四項」に改め、「とし、前項第三号イに掲げる事項を記載した書類はその対象から除くもの」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第三十九条の二十三第八項」を「第三十九条の二十三第十二項」に改め、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　施行令第三十九条の二十三第一項第五号ニに規定する財務省令で定める事項を記載した書類

第二十二条の十二第二十五項第三号を削り、同項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項の次に次の一項を加える。

25　施行令第三十九条の二十三第十一項の寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後三月を経過する日から五年間その主たる事務所の所在地に保存しなければならない。